

新年あけましておめでとうございます。全世界がオリンピックイヤーに沸くはずであつた2020年、新型コロナウイルス感染症による猛威はなお日本の実体経済に大きなダメージを与え続けています。新型コロナウイルスが終息し、一日も早い日常生活に戻ることを願うばかりです。

昨年、日本政府は新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対し様々な支援策を打ち出しました。当会ではコロナ禍において、商工会の基本方針である町内の商工業者を守るという観点から会員、非会員を問わず施策の情報発信に取り組

新年あけましておめでとうございます。ヤーに沸くはずであつた2020年、新型コロナウイルス感染症による猛威はなお日本の実体経済に大きなダメージを与え続けています。新型コロナウイルスが終息し、一日も早い日常生活に戻ることを願うばかりです。

補助金等幅広い方々への申請を実施してまいりました。今もなお先行きが見えない中、引き続き町内事業者の持続的な経営を支援するべく役職員一丸となつて尽力していく所存でありますので、引き続きご支援、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、会員皆様のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして年頭にあたつてのご挨拶とさせて頂きます。

今年の確定申告は、2月16日（火）から3月15日（月）までとなっていますので、帳簿等の整理を早めにして、間違いのないよう準備をしましょう。消費税の申告は3月31日（水）までです。

上毛町商工会
会長 穴田 矢正

◆日時
2月3日・10日・17日・24日
午後2時から午後4時
3月2日・5日・9日
午後1時から午後5時

特別利子補給制度について
日本政策金融公庫で新型コロナ特別貸付を受けられた皆様へ

商工会では、専門家（税理士）を招いて、決算から申告に関する無料相談を左記の日程で行います。ご相談の際は時間調整を行いますので、事前にご連絡下さいますようお願いします。



会長挨拶

商工会だより

第52号
令和3年2月
発行 上毛町商工会
☎ 72-3195



『税務無料相談』

持続化給付金や家賃給付金等を受けた皆様へ

給付金に関する税金について

各事業者に支払われた給付金は課税の対象になりますので申告漏れのないように事務手続きをお願い致します。

※1 特別利子補給制度とは公的金融機関による新型コロナ特別貸付を実質的に無利子化（※最長3年間分）することで、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者の一層の資金繰りを支援することを目的にした制度です。

令和3年12月31日
提出期限

ることはできません。提出期限までに必ず提出をお願いします。
尚、記入方法などご不明な点がございましたら商工会へお問合せ下さい。

青年部からのお知らせ

●青年部ドライブスルーベント

大池公園駐車場にて町内の飲食店協力のもと、お弁当のテイクアウトイベントを開催しました。

目的は、コロナの影響を受けている飲食店の一助となることと、コロナ禍で塞ぎ込みがちになっている町内の雰囲気を少しでも前向きに盛り上げていくことを主軸としました。

当日は、町内8店舗の飲食店が一堂に集まり、約160台の来場で666食を完売しました。出店した飲食店からは、予想以上の来客に驚きの声も上がり、食数の増加や注文方法の改善など様々な意見が出され、次回イベントへと繋がる大きな収穫となりました。

今後は、感染対策を意識したWithコロナ型のイベントを青年部でも検討・企画し、町全体の活性化に貢献していく予定です。



●青年部員募集

上毛町商工会青年部では、部員を募集しています。

入部条件は、年齢が満45歳以下で上毛町商工会の会員事業所であり、その経営者および親族、または勤務している方です。男女は問いません。

小規模企業共済掛金における申告事務について

2020年は、当会でも

多くの小規模企業共済の新規申込や増額を受け付けました。1年間に掛けた金額

については、小規模企業共済の控除証明の内容と相違ないかを各自ご確認の上、

税理士等にお渡しください。特に、10月以降に新規・増額された場合、控除証明に反映されておりません。相

女性部からのお知らせ

●女性部員募集

上毛町商工会女性部は、

ボランティア活動や視察研修旅行等、さまざまな事業を展開し、地域や部員同士の交流を図っています。地域を活性化するため、共に楽しく活動していただける女性部員を随時募集しています。年齢制限はございません。詳しくは上毛町商工会までご連絡ください。

自然災害に対する備えは万全ですか？ BCP(事業継続計画)とは

BCP計画とは、事業者が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、

事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に用うべき活動や緊急時における方法手段を取り決めておく計画のことです。

BCPでは、

- ①優先して継続・復旧すべき中核事業を特定する。
- ②緊急時における中核事業の目標復旧時間(=目標復旧時間)を定めておく。
- ③緊急時に提供できるサービスのレベルについて顧客と予め協議しておく。
- ④事業拠点や生産設備、仕入品調達などの代替案を用意しておく。

違している場合は、申込み手続きをした際に交付した領収書を添えてご提出ください。

- ⑤全ての従業員と事業継続についてコミュニケーションを取ることも可能ですのでお気軽にお連絡ください。
- 以上の事項を踏まえ各事業所で検討し早期復旧に向けた事業計画を策定します。計画を作成する場合は必要に応じて専門家を派遣することも可能ですのでお気軽にご連絡ください。



**創業等促進支援事業
助成金のお知らせ**

上毛町では、町内で店舗などを改修するなどして創業を目指す方を対象に、改修工事費などの創業に係る費用を助成しています。

▼対象者
町内で新たに創業を行う方で要件すべてに該当する方

対象者等の要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先
①制度や申請に関するこ
と

上毛町開発交流推進課

開発交流推進係

T E L 72-3111

②創業や経営に関するこ
と

上毛町商工会

T E L 72-3195

**商工会のビジネス総合保
険制度のご紹介**

商工会のビジネス総合保険は、事業経営をとりまくさまざまなリスクを総合的に補償（施設・設備等の管理補償 業務遂行の補償 生産物の補償 各種費用の補償）しております。商工会のスケールメリットによる割引が適用される為、お得な保険となつております。保険会社の担当の方が、詳しく説明いたしますので事前にお問合せください。

金融の斡旋事業

商工会では、福岡県信用保証協会や日本政策金融公庫を中心とした金融の斡旋を行っています。

また、希望に応じてエキ

スパートバンク等を通じ事業計画書の作成指導を受けすることができます。

・マル経融資制度について

マル経融資は、低金利・無担保・無保証人で借入ができる大変お得な融資制度です。

参加いたしました。

**経営に役立つ機関の
ご紹介**

●福岡県よりお手伝い支援拠点

小規模事業者・中小企業がすぐに使って、具体的で、なるべくお金をかけない色々な取り組みをサポートするため、「売上拡大」「経営改善」「創業相談」「補助金」

相談業務を行っています。それぞれの分野に合った専門家を選ぶことができ多くの方が経営の相談に訪れていました。

●事前予約制

※上毛町商工会からテレ

ビ電話での経営相談も

可能（平日のみ）

<http://fukuoka-yorozu.jimdo.com/>

サイト内では、無料の専門家派遣や補助金等様々な国支援ツールが掲載されています。

無料専門家派遣制度を利用される場合は、商工会を含む認定支援機関で手続きを行うこととなりますので、お気軽に商工会までご連絡ください。

<https://www.mirasapo.jp/>

●福岡県工業技術センター

福岡県工業技術センターは、化学繊維研究所、生物食品研究所、インテリア研究所、機械電子研究所の4つの研究所と企画管理部から構成されています。

県内産業振興に資する競争力のある自立した中小企業の育成を目指し、地域産業や企業が抱える課題やニーズを把握し、その解決を支援します。

<http://www.fitc.pref.fukuoka.jp/>

福岡県商工会連合会では様々な機関と連携し、商談会、催事等を開催、紹介を行っています。また、商談会や催事等の情報をリアルタイムに会員事業所に配信するサービスも実施しています。ご利用を希望する事業所は、上毛町商工会でお申込みをお願いします。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策としてZOOMを活用したりモートでも受講できる体制を整え、多くの創業予定の方にご

●MIRASAP

中小企業庁委託事業として、中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイトを運営しています。



商工会では、専門家による保険・共済の診断を無料で行っています。現在ご加入の保険や共済に漏れや重複、無駄がないか、福岡県商工会連合会の専門家が無料で診断を行います。客観的な情報により、良い判断材料としてご利用いただけます。

保険診断サービス

●助成金は1万円か、要した費用の半額のいずれか低い方を助成。
☆築上郡内の指定病院
「豊築メディカルセンター」
(豊前市大字八屋
1776-4)

●助成対象の病院は、県内の指定病院。
●日帰りドックと1泊2日等の人間ドックが対象。

本共済制度に3口以上の加入者及びその被保険者で満40才以上の方に、人間ドックの費用を助成します。

福岡県の最低賃金

福岡県 最低賃金

1時間
842円

効力発生日
令和2年
10月1日

福岡県最低賃金は、福岡県内で働くすべての労働者に適用されます。なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定最低賃金」が適用されます(但し、適用除外該当者は除きます)。



特定最低賃金	効力発生日	適用除外(「福岡県最低賃金」が適用されます)
製鉄業、 製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	1時間 976円 令和2年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1時間 927円 令和2年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、 (イ)組線、かしめ、取付け又は巻線の業務 (ロ)パリ取り、かえり取り又は鋲ばり取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ハ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務
輸送用機械器具製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業、 自転車・同部分品製造業を除く	1時間 944円 令和元年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃、片付け、貯い又は湯沸かしの業務に主として従事する者
百貨店、 総合スーパー 衣、食、住にわたる各種の商品を一括して小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、從業者が常時50人以上のもの	1時間 889円 令和元年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者
自動車(新車)小売業	1時間 941円 令和2年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(注)①最低賃金には次の手当は算入されません。精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金
②特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所(例:本社、支社、自家用車庫等)及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

